

学生活動一般援助金支給内規

(目的)

第1条 この内規は本学における課外活動の発展及び活動の維持のために助成することを目的とする。

(使途)

第2条 援助金の支給は、次のいずれかとする。

- (1) 部活動運営費補助
- (2) クラブ備品補助
- (3) 行事支援
- (4) その他、校舎責任者が認めたもの

(運用)

第3条 本内規の運用は、父母と教職員の会、藍蓼会から学生委員会が委嘱され行う。

(対象)

第4条 本学の学生または本学の学友会公認団体とする。

(手続き)

第5条 所定の申請書を校舎責任者に提出し、査定の上、申請者及び申請団体に支給する。

(報告)

第6条 所定の報告書を校舎責任者に提出する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、学生委員会の議を経て決定する。

附 則

この内規は、昭和57年10月5日から施行する。

この内規は、平成7年4月1日改正施行する。

この内規は、平成25年9月11日から改正施行する。

この内規は、令和2年4月1日から改正施行する。